

総行住第 17 号  
令和 3 年 2 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 指 定 都 市 市 長 殿

総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する  
法律施行規則の一部改正等について（通知）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 11 号）及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示（令和 3 年総務省告示第 45 号）が本日公布され、施行されましたので、通知します。

貴職におかれては、これらに関し、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

記

第 1 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 11 号）

(1) 署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定に係る事務について

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、「顔認証技術を活用したコンビニエンスストアにおける署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定」を可能とするため、署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定に係る事務を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号。以下「規則」という。）第 65 条の認証業務関連事務に規定し、市町村長が当該事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に委任することができることとした。

なお、署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定に係る事務について、新たに委任のための契約手続を機構と行うことは不要である。

(2) 本人確認書類の写しの保存について

規則第 82 条第 1 号において、署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の申請等において提出又は提示された本人確認書類の写しを保存することとさ

れているところ、当該書類の写しの保存を不要とする。

なお、本人確認書類の提示又は提出を受けた場合の取扱いについては、同日付で改正された改正後の公的個人認証サービス事務処理要領に示すとおりであるが、本人確認を行った際には、提示又は提出させた本人確認書類等の種類を控えることとする。ただし、必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとしても差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。

(3) 署名等確認業務の委託先の拡大について

規則第 29 条において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 17 条第 1 項第 6 号の総務大臣の認定を受けた者に署名等確認業務を委託することが可能とされているところ、同法第 17 条第 1 項第 4 号及び同条第 5 号に掲げる者への委託も可能とした。

(4) その他所要の規定を整備した。

第 2 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示（令和 3 年総務省告示第 45 号）

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、「電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化」するため、以下の改正を行った。

(1) 電子署名等確認設備に関する基準

電子署名等確認設備のうち電子署名等確認設備室における火災の被害を容易に受けないための必要な措置について、自動火災報知器及び消火装置が設置されていることに限らず、その他の火災の被害を防止する措置を認めることとしたこと。

また、認証設備室を設置する建築物についても、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすることに加えて、その他火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられている場合も認めることとしたこと。

(2) 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備に関する基準

特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備のうち特定利用者証明検証者証明符号管理室における火災の被害を容易に受けないための必要な措置について、自動火災報知器及び消火装置が設置されていることに限らず、その他の火災の被害を防止する措置を認めることとしたこと。

また、特定利用者証明検証者証明符号管理室を設置する建築物についても、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすることに加えて、その他火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられている場合も認めることとしたこと。

(3) その他所要の規定を整備した。

第 3 施行期日

この省令及び告示の施行期日は本日（令和 3 年 2 月 15 日）であること。